

参考資料

経済価値ベースのソルベンシー規制の概要

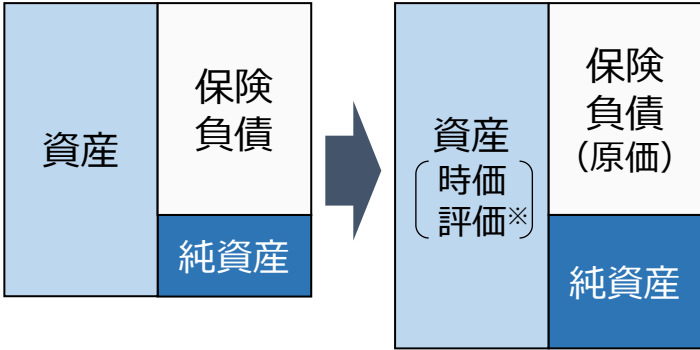
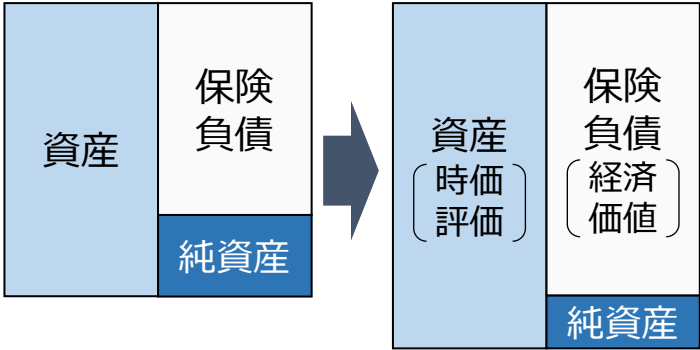


経済価値ベースのソルベンシー規制導入について

- 新規制を導入する意義は、主に以下の3つの観点から整理。
 - ① **契約者保護**：保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに反映できる規制を導入することにより、リスクが発現した場合にも保険債務を履行できるだけの支払能力の確保を求め、契約者の保護を図る
 - ② **保険会社のリスク管理の高度化**：既に経済価値ベースの考え方を取り入れている会社については、内部管理上の指標と規制上の指標の整合性の向上、未だ経済価値ベースの考え方を取り入れていない会社については、経済価値ベースに基づくリスク管理の導入の促進が期待される
 - ③ **消費者・市場関係者等への情報提供**：経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことで、一定の比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部のステークホルダーとの対話を通じて、保険会社の経営へのガバナンス・規律付けが向上することが期待される
- 狭義のソルベンシー規制にとどまらない、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策について、「3つの柱」の考え方を採用。
 - **第1の柱（ソルベンシー規制）**：ソルベンシー・マージン比率に関する一定の共通基準を設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める（基本的な構造は保険監督者国際機構（IAIS）による国際資本基準（ICS）と共通）
 - **第2の柱（内部管理と監督上の検証）**：第1の柱で捉えきれないリスクも捕捉し、保険会社の内部管理を検証しその高度化を促進する
 - **第3の柱（情報開示）**：保険会社と外部のステークホルダーとの間の適切な対話を促し、ひいては保険会社に対する適正な規律を働かせる



現行規制と新規制のソルベンシー・マージン比率の違い（第1の柱）

	現行規制	新規制
保険負債の評価	原則、計算前提を契約時で固定 (決算時の金利等を反映しない)	時価評価 (決算時の金利等を反映)
金利低下時の純資産への影響	 純資産が 増加 （※資産が「其他有価証券」の場合）	 純資産が 減少 （負債デリュションの方が長い場合）
リスク	リスク係数を乗じて算出 (ファクター方式)	純資産の変動をリスク量として計上 (ストレス方式、ただし一部はファクター方式等)

〔現行規制と新規制のソルベンシー・マージン比率〕(全社平均 2023年3月末時点)

	現行規制 () 内はリスク×1/2の前	新規制 (フィールドテストの結果)
生保	943% (472%)	220%
損保	734% (367%)	182%

【新規制の方が低くなる主な要因】

- より厳格な信頼水準で評価
- より広範なリスクをカバー
- 経済環境の変化への感応度向上



これまでの検討経緯

年 月	健全性規制に関する主な動き
1996年4月	保険業法改正の際にソルベンシー・マージン比率を導入
1999年4月	ソルベンシー・マージン比率に基づく早期是正措置を導入
2007年4月	「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」報告書の公表（現行規制の短期的見直しと、 <u>中期的な経済価値ベースのソルベンシー評価への移行を提言</u> ）
2010年6月	経済価値ベースのフィールドテスト（第1回）を実施 （以降、2018年までは隔年で実施、2019年以降は毎年実施（ <u>2024年までに計10回</u> ））
2019年6月	「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」の設置
2020年6月	「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書を公表
2021年6月	「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」を公表
2022年6月	「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」を公表
2023年6月	「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」を公表
2024年5月	「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」（基準案）を公表
2024年10月	経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する法令等案を公表
2024年12月	IAISにおいてICSを最終化